

* 2022 年度刑事訴訟法

<時系列>

2021.12.28 0:00am	V が S 駅事務室に駆け込み「誰かに殴られて、その隙に財布を盗られた」と申告、警察に通報
→2021.12.27 11:40	防犯カメラに改札口を急足で出ていく男
2021.12.28 9:00am	P→X アパート訪問
P	「昨日 S 駅で強盗をやっただろう。」
X	「強盗なんかやってません。」←おどおどした態度
P	「じゃあ、部屋の中を調べさせてもらおうで。」
	室内を探し始める
	室内のゴミ箱から V が申告していたものと特徴が一致する空の財布が見つかる
2021.12.28 9:20am	P「V に対する強盗の事実で緊急逮捕する。」
2023.12.28 11:00am	緊急逮捕状発付
	弁解録取：
X	「強盗はしてない。S 駅のホームに上がる階段の途中に財布が落ちているのを見つけたので、拾って駅から逃げた。家に帰って調べたら、財布の中は空だったからゴミ箱に捨てた。」
P	「強盗で逮捕したのだから、その盗みのことは調書には書かない。お前が強盗を認めるまで取調べはいつまでも続ける。よく考えろ。」
X	「弁護士と相談したい。前の事件でお世話になった B 弁護士を呼んでほしい。」
2023.12.29 10:00am	警察→B 連絡
2023.12.29 1:00pm	B 接見に赴く
P	「X は取調べ中である。X は強盗を否認していて、今日の取調べは長くかかるので、明日の午前 8 時 30 分から 20 分間の接見を認める。」
B	「X が否認しているなら、なおさら接見の必要性がある。取調べを中断して会わせてほしい。」
	→諦めて事務所に帰る
2023.12.29 10:00pm	X 自白調書作成
2023.12.30 8:30am	B→X 接見
	→その後 X は黙秘
2024.1	V に対する強盗の事実で X を起訴

【問い】

【設例】中のXの自白調書について、その証拠能力を検討しなさい。

Bの指摘を確認：

- ①任意性に疑いがある
- ②Pが違法にXの居宅内を捜索してVの財布を発見したことを契機としてXを逮捕し、その身体拘束下で取調べをして得たものであるから、違法収集証拠に当たる

* 自白法則

第319条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

② 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

③ 前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

* 違法排除説→取調べの違法を319条1校の問題とする

* 任意性説→別途違法収集証拠排除の適用があり得る（メモの派生証拠）

* 最高裁：虚偽自白誘発防止

最判昭和45年11月25日

思うに、捜査手続といえども、憲法の保障下にある刑事手続の一環である以上刑訴法一条所定の精神に則り、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ適正に行なわれるべきものであることにかんがみれば、捜査官が被疑者を取り調べるにあたり偽計を用いて被疑者を錯誤に陥れ自白を獲得するような尋問方法を厳に避けるべきであることはいうまでもないところであるが、もしも偽計によつて被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には、右の自白はその任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を否定すべきであり、このような自白を証拠に採用することは、刑訴法三一九条一項の規定に違反し、ひいては憲法三八条二項にも違反するものといわなければならない。

* 問題点を抜き出してみましょう。

* 違法収集証拠排除

最判昭和53年9月7日刑集32.6.1672

証拠物の押収等の手続きに憲法35条及びこれを受けた刑事訴訟法218条1項等の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが

将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力は否定されるべきである。

* 今回 B が問題としているのは、「P が違法に X の居宅内を捜索して V の財布を発見したことを契機として X を逮捕」したことである点に注意（接見指定の点ではない）

* 問い 1 の検討結果が適法であればこの点は問題ないことになるし、違法であれば要件を満たすかどうかの問題となる。

<任意捜査の場合>

・ 強制手段でないか

「個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段」かどうか

↓

ポイント：この要件が出てくるつながりをしっかり意識する

「強制手段にあたらない有形力の行使であっても、何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるのであるから、状況の如何を問わず常に許容されるものと解するのは相当ではなく」（最決昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30.2.187）

↓

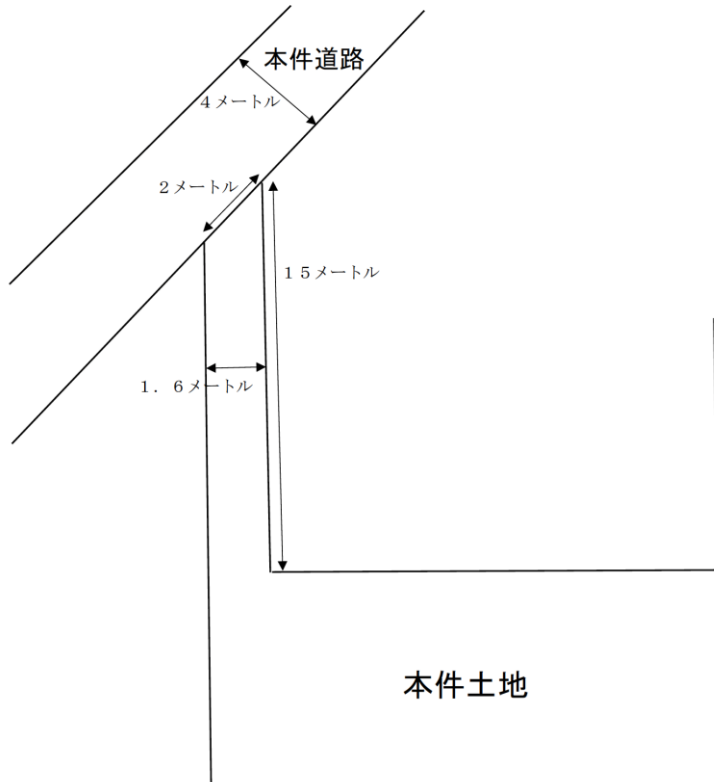
・ 相当性の限界を超えていないか

「必要性、緊急性なども考慮した上、具体的状況のもとで相当と認められる限度」かどうか

収集手続きには違法があるが、違法に収集した証拠は往々にして証拠力が高いことが多い。→手続きの違法があったら直ちに証拠排除すると真実発見を害する一令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、かつ、これを許容することが将来における違法な捜査抑制の見地からして相当でない場合に限り、

* 2022 年 行政救済法

資料 1 説明図



* 建築基準法を読んでみましょう

設問 1

問題文 I までの事実関係を前提として、以下の (1) ~ (3) に解答しなさい。

(1) 本件訴訟の訴訟要件（裁判管轄を除く）の充足の見込みについて検討しなさい。なお、解答にあたっては、資料として掲げられていない建築基準法の条文は考慮に入れる必要はない。また、仮に特定の訴訟要件が満たされないと考える場合でも、そこで検討を終えるのではなく、他の訴訟要件についても検討すること。

本件訴訟：法 6 条の 2 第 1 項による確認の取消訴訟

行政事件訴訟法第 3 条（抗告訴訟）

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

訴訟要件：

① 処分性（行訴法 3 条 2 項）

公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう

処分根拠：建築基準法第 6 条の 2

（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）

第 6 条の 2 前条第一項各号に掲げる建築物の計画（前条第三項各号のいずれかに該当するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第 6 条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 （略）

二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 （略）

四 (略)

2～7 (略)

8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。(←法的効果)

※処分性には疑いはないが、規範は立てて一通り当てはめることは重要

②原告適格（行訴法9条）

* 処分の直接の名宛て人である場合には、原告適格に争いはない。今回のように、第三者が処分に対して主張をする際に原告適格の検討が必要

最大判平成17年12月7日（小田急事件）

行政事件訴訟法9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条1項にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである（同条2項参照）。

（原告適格）

第9条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有

無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

* 関係法令の検討の仕方

法律→規則、命令

・目的（第1条）「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」

・弁護士Jの説明はヒント→接道要件

（敷地等と道路との関係）

第43条

建築物の敷地は、道路（……）に二メートル以上接しなければならない。（以下略）

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一（略）

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

3（略）

→つまりこの建築物の周辺の人たちの生命、身体、財産を具体的に守っているということ
問題文のヒント「このような状態だと、火災などの際に、緊急自動車が本件建物の近くまで進入できず、被害が拡大するおそれがある。」

③訴えの客観的利益（行訴法9条1項）

（原告適格）

第9条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによ

つて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができる。

*この訴えにより、目的が達成できること（建築をやめさせられること）を記載

④審査請求前置主義（行訴法 8 条 1 項但書）

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第 8 条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

（不服申立て）

第 9 4 条

建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第四条第一号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合に於ては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合に於ては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（（……………）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対してするものとする。

*審査請求について定めはあるが、先にやらないといけないわけではない

⑤出訴期間（行訴法 14 条）

（出訴期間）

第 1 4 条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

→出訴期間は指摘

⑥被告適格（行訴法 11 条）

（被告適格等）

第 11 条 処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

3 前二項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

4 第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一 処分の取消しの訴え 当該処分をした行政庁

二 裁決の取消しの訴え 当該裁決をした行政庁

5 第一項又は第三項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6 処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

* 今回の行政庁は株式会社 B→B を被告にする

（2）X が、本件訴訟の係属中に 本件建物の建築が進行することを 阻止するために 用いるべき仮の救済手段（行訴法に規定されたものに限る）および申立ての趣旨とすべき内容を述べなさい。なお、当該仮の救済の手段について、行訴法が定める要件を充足するか否かについて論じる必要はない。

* 行政事件訴訟法上の救済手段であることに注意

* 要件の検討は不要

* 処分は、一度出ると、取消訴訟を提起しても効力は止まらない

(執行停止)

第25条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

申立ての趣旨：本件確認の効力を停止する」との決定を求める

(3) 本件訴訟の係属中に、本件建物 にかかる建築工事が完了した場合において、本件訴訟の訴えの客観的利益が認められるか否かについて、最高裁判所の判例の立場を踏まえて述べなさい。

* 最判昭和 58 年 10 月 26 日

建築基準法によれば、建築主は、同法六条一項の建築物の建築等の工事をしようとする場合においては、右工事に着手する前に、その計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築関係規定」という。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならない（六条一項。以下この確認を「建築確認」という。）、建築確認を受けない右建築物の建築等の工事は、することができないものとされ（六条五項）、また、建築主は、右工事を完了した場合においては、その旨を建築主事に届け出なければならない（七条一項）、建築主事が右届出を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、届出に係る建築物及びその敷地が建築関係規定に適合しているかどうかを検査し（七条二項）、適合していることを認めたときは、建築主に対し検査済証を交付しなければならないものとされている（七条三項）。そして、特定行政庁は、建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反した建築物又は建築物の敷地については、建築主等に対し、当該建築物の除却その他これらの規定に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる（九条一項。以下この命令を「違反是正命令」という。）、とされている。これらの一連の規定に照らせば、建築確認は、建築基準法六条一項の建築物の建築等の工事が着手される前に、当該建築物の計画が建築関係規定に適合していることを公権的に判断する行為であつて、それを受けなければ右工事をすることができないという法的効果が付与されており、建築関係規定に違反

する建築物の出現を未然に防止することを目的としたものといえることができる。しかしながら、右工事が完了した後における建築主事等の検査は、当該建築物及びその敷地が建築関係規定に適合しているかどうかを基準とし、同じく特定行政庁の違反是正命令は、当該建築物及びその敷地が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しているかどうかを基準とし、いずれも当該建築物及びその敷地が建築確認に係る計画どおりのものであるかどうかを基準とするものでない上、違反是正命令を発するかどうかは、特定行政庁の裁量にゆだねられているから、建築確認の存在は、検査済証の交付を拒否し又は違反是正命令を発する上において法的障害となるものではなく、また、たとえ建築確認が違法であるとして判決で取り消されたとしても、検査済証の交付を拒否し又は違反是正命令を発すべき法的拘束力が生ずるものではない。したがって、建築確認は、それを受けなければ右工事をすることができないという法的効果を付与されているにすぎないものというべきであるから、当該工事が完了した場合においては、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われるものといわざるを得ない。

* 建築確認と、その後に行われる検査済証の発行や違法是正命令の発付は基準が異なる
(建築確認の有無等は要件になっていない)

(建築物に関する完了検査)

第7条

建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

5 建築主事等は、……、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(違反建築物に対する措置)

第9条

特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

設問2 問題文 IIまでの事実関係を前提として、以下の（１）および（２）に解答しなさい。

（１）Xは本件交付の取消訴訟（行訴法3条2項）を提起することを検討している。同訴訟が処分性と原告適格の要件を充足するか、検討しなさい。

* 2問目は処分性と原告適格のみを検討

本件交付：法7条の2第5項による検査済証の発行

①処分性：

法7条の6の効果

（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

第7条の6 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第二十四項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。

二 建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。

三 第七条第一項の規定による申請が受理された日（第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行つた場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日）から七日を経過したとき。

* 定義は問1の通りということで良いので、簡単に当てはめをする

②原告適格

検査済証交付の法的効果が、建物の利用のみに関わるものであることからすると、建物が利用されることによって周辺住民に直接具体的な不利益が及ぶことはない？

→利用されることで、火事等の危険性は高まると見ることも可能

（２）Xが、本件建物がもたらす不利益を排除するための訴訟として、本件交付の取消訴訟以外に考えられるもの（行訴法に規定されたものに限る）および請求の趣旨とすべき内容を述べなさい。なお、当該訴訟の訴訟要件や仮の救済の手段について論じる必要はない。

*建築確認と違って、すでに建物は建ってしまっている

→利用させないようにする（取り消す）だけだと不十分な可能性

法９条１項による違反是正命令を対象に、非申請型義務付け訴訟（行訴３条６項１号）をする

（違反建築物に対する措置）

第９条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限 を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様

替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

請求の趣旨：「乙市長は、A に対し、本件建物および敷地について、法９条１項に基づく違反是正命令をせよ」との判決を求める。

以上